「女性に対する暴力をなくす運動」 期間特別講座

なぜ無罪判決がでたのか!?

性犯罪に関する刑法を知る ~2020年の見直しに向けて~

スウェーデンの刑法では明確な同意がない限り、犯罪になります。







矢野 恵美(やの えみ)氏 (琉球大学大学院法務研究科教授、 琉球大学ハラスメント相談支援センターセンター長)

慶應義塾大学法学研究科後期博士課程在学中にストックホルム 大学大学院犯罪学科に留学。そこで、北欧における「女性に対す る暴力」対策の先進的な取組に触れ、衝撃を受ける。以来、「北欧 の国々にできて、なぜ日本にできないのか。きっと日本にもでき る。」という思いから研究を進めている。専門は刑事法、被害者学、 北欧法。那覇市男女共同参画会議会長、宜野湾市男女共同参画 会議副会長、沖縄市男女共同参画懇話会副会長。

11/15 (金)

QRから申込

14時~16時

ているる3階 研修室 定員40名、要申込

主催:沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団